

超勤上限設定・会計年度任用職員制度提案が

— 1月交渉で改善に向け全力を —



月2回刊=1524号
2019年1月15日 発行
発行日 毎月15日30日
発行所
盛岡市内丸10番1号
岩手県庁内
岩手県職員労働組合
印刷所
盛岡市上田二丁目17-4
有限会社 ジョー印刷企画
一部 40円
組合員購読料は組合費を含む

1月11日、当局は岩手県地方公務員共闘会議（議長・佐藤淳一岩教組委員長）に対し、本年4月から超勤時間の上限設定を新たに設けるべく勤務時間条例を改正すること、2020年度施行の会計年度任用職員制度のうち、賃金・労働条件関係に係る諸条例を提案することとした。地公共闘は、提案を受け、交渉を本格化させる。

超勤時間上限規定

民間労働法制の改正（労働基準法による上限規制）や国家公務員での上限設定に倣い、県職員も同様の上限規定を設けるとした（詳細は「表1」のとおり。なお、36協定締結職場は、労働基準法が直接適用となる）。課題は、実効力ある超勤縮減策、超過した場合の是正策、客観的な勤務時間把握等となる。実効力ある対策を交渉で求めていく。

会計年度任用職員制度

臨時・非常勤職員の任用と処遇見直しを柱とし、2020年4月に施行される会計年度任用職員制度に関し、給与・諸手当・勤務時間などの条例事項に関し、総務省が示した内容をベースにして整備すると提案。総務省が示した制度概要と

●初任給格付け、前歴換算、更新時の賃金決定の考え方、最高到達額等について、現行の賃金水準を上回る制度としなければ処遇改善とならない。制度の具体化を求めていく。とりわけ、専門業務を担う非常勤職員に関しては、人材確保の観点からも改善が不可欠だ。

【表1】国家公務員の超勤上限設定の概要

| 区分 | 月 | 年 |
|-------|---------|-------|
| 通常 | 45時間 | 360時間 |
| 他律的業務 | 100時間未満 | 720時間 |

※1 他律的業務：議会対応や災害対応等を想定
※2 災害対応等で上限を超えた場合において、公務運営上、真にやむを得なかったのか事後的に検証を行う。

勤職員の例にならうとしているが、確実な確保を求めている。
●フルタイムの会計年度任用職員には退職手当の支給対象となるが、その水準確保等を求めていく。
《休暇制度》
●常勤職員と同様の制度を設けることを前提とし、夏季休暇など県で先行して有給としていた制度の維持を強く求めていく。
会計年度職員制度の交渉は、今回がスタート。今般の条例関係以降も、施行時期までに任用面を含めた詳細な交渉が必要となる。



連合岩手2019旗開き

春闘で賃金のシフトと格差の是正

参院選勝利で働く者が軸となる社会を

恒例の鏡開きで春闘・参院選勝利誓う
「連合岩手」の旗開きが1月7日（月）に盛岡市内のホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングで行われ、県内各地から組合関係者と来賓の推薦首長・議員など

【表2】会計年度任用職員制度の概要（賃金・休暇部門）

| 項目 | 会計年度任用職員 | |
|-------|---|--|
| | フルタイム（職員と同様の勤務時間） | フルタイム以外（パートタイム） |
| 給料・報酬 | ・給料（給与額は各任命権者が設定） ※初任給格付け、前歴換算法、更新時の給与改善、最高到達額などが課題 | ・報酬（フルタイムとの均衡を考慮して設定） |
| 諸手当 | ・期末手当（6月以上勤務） ※国基準は2.6月 ・通勤手当 ・超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当 ・特殊勤務手当、特勤勤務手当（準ずる手当） | ・期末手当（6月以上） ・通勤手当に相当する費用弁償 ・超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当に相当する報酬 |
| 退職手当 | ・次の条件を満たす者は支給あり ① 常勤職員の勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続き6月を超えるに至った場合 ② ①を超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要する | （対象外） |
| 休暇制度 | ・一般職と同様に整備の方向（年次有給休暇、産前産後休暇、育児時間、生理休暇、介護休暇、短期介護休暇、看護休暇など） ・育児休業・部分休業制度あり ※今後の課題は国では無給休暇であるも県で有給休暇としている次の休暇について有給継続とすること。看護休暇、短期介護休暇、生理休暇、ドナー休暇、夏季休暇など | |

約450人が参加した。八幡博文会長は「春季生活闘争では『底上げ・底支え』『格差是正』に取り組み」「中小・非正規を含めた『水準』にこだわった交渉を展開する」と述べた。また、選挙闘争に向けては「国の財政が誰のためにあるのか、その使い方を決める国会や地方議会の重要性を再認識した。少なくとも今の日本の状況から将来の日本の方向性を決めるためにも、私達が求める働く者が軸となる社会のためにも参議院選挙と統一自治体選

農林漁業普及指導手当 資格取得後「普及員」発令・支給に 県職労普及協 独自要求実現へ

秋の確定闘争において、農業改良普及センターの農業普及員に支給される農林漁業普及指導手当に関し、資格取得の翌月からの支給を要求（これまでは資格取得した翌年度から支給対象）し、交渉の結果、発令があれば年度途中でも支給対象になり得ること、詳細は農林水産部と協議となり、継続課題となっていた。
当局は、普及指導員資格試験に合格した、農業改良普及センター所属の職員に対し、本年1月に「農業普及員」の発令をし、手当支給の対象とした（手当は実績支給のため2月給料日から）
普及協として8月、10月の各農業改良普及センターでの意見交換会を経て、独自要求書に取りまとめ、農林水産部交渉で課題を当局に明らかにさせたことで改善できたもの。評議会独自要求の重要性を改めて認識できる改善となった。

挙に絶対に勝たなければならぬ。そのことが政治の流れを変え、政治を私たちの手に取り戻すチャンスだ」とあいさつ。
今年30周年を迎える連合運動については「困っている人に寄り添う、そして解決に導く、そのうえで世の中の不条理には毅然として闘う」と連合がめざす運動を進めると決意を示した。また、達増拓也知事や木戸口英司参院議員、小西和子県議会議員も来賓として出席し、連帯のあいさつを述べた。

第五世代

今年も穏やかな新年となった。今年は一亥年であり変革の年とも言われる。何よりも災害がない平和な一年となって欲しいものだ。しかし新年早々、毎月勤務統計の不透明な発覚し、働く者の実態を軽視する政府姿勢が明らかに▼民間労働者は雇用保険を負担し、失業時には給付を受けるが、過少給付となっていた▼国民の負担に対して余りにも軽視した姿勢だ。10年前の「消えた年金問題」を彷彿とさせる由々しき事態。消えた年金問題により第1次安倍政権の退陣の要因となったことから、今回も安倍政権こそ責任を取るべきだ▼似た様なことは実は職場にもある。仕事をしても残業代が出ない。これも本来は怒りを持つべき課題だ。19春闘アンケートには「知事は違法状態を改善することが先だ」との意見も。まさに法令遵守と見ながら違法を見て見ぬフリをするのは今の安倍政権を認めるのと同じこと▼春闘は職場に絶えない組合員の不満の声から不条理な職場実態を改善する第1歩。職場に平和を取り戻すために「亥年」こそ組合員が一歩前に出る運動を強化していきたい。

『本年選挙』勝利で政治を取り戻そう

県民総決起集会・平和環境県センター旗開き

1月5日、社民党県連合と平和環境県センターは、「安倍改憲NO!県民総決起集会」を盛岡市で開催。各労組等から400人が結集した(うち県職労15人)。



▲安倍改憲NO!県民総決起集会

「先の臨時国会でも入管法等を巡り矛盾が露呈したが安倍政権は強行採決をする暴挙に出た。憲法に自衛隊を明記し、戦争する国づくりとする改憲が目論まれる中、改憲阻止・政治を取り戻すために参議院・統一



▲旗開きで「政治の転換」を訴える野中センター議長

自治体選挙で勝利しなければならぬ。政治学習を重ね、力量を高め、来る選挙戦で勝利を」と訴えた。

その後、「9条改憲阻止・安倍政権打倒に向けて」と題し、社民党又市征治党首が講演。安倍政権を打倒し、立憲主義に基づく政治を取り戻すべく、労働組合を含め、社会民主主義の価値の実現に向けた年であるとし、9条改憲阻止に向け参議院選挙等での結束を訴えた

(詳細は左記事に掲載)。

その後、躍進旗開きを開催。達増県知事、木戸口英司参議院議員が駆け付け、運動への激励を受けた。

各支部「旗開き」 19春闘勝利 組織拡大へ全力!

政治決戦勝利へ決意固め合

県職労の旗開きが1月8日(火)の一関支部を皮切りに、9日北上支部、10日



▲和やかな雰囲気の中、盛岡支部合同旗開き



▲支部長とのじゃんけん大会で商品ゲット?/北上支部旗開きの様子

県庁・盛岡支部合同開催と行われ、19春闘勝利、組織拡大、政治決戦勝利に向けた決意を固め合った。

県庁・盛岡支部合同旗開きでは、小西和子県議や中村とおる盛岡市議、一関支部では千葉進県議と千葉信吉一関市議、北上支部は及川巧和賀郡労センター議長など来賓が駆けつけ、運動の躍進に向け県職労への激励と新年のあいさつを行った。より良い職場環境の実現

確信持つて政治転換に向け全力を

社民党又市党首参院選への結束訴える

《安倍政権の政策矛盾》

アベノミクスで貧困と格差が拡大し、国民は二極化した。さらに非正規の増大、



▲講演する又市征治党首

過労死・過重労働も後を絶たない。GDPの6割を占める個人消費の増のためには大幅賃上げ・最低賃金引上げ・社会保障制度の充実こそが不可欠だ。まさに安倍政権の経済政策は失敗であり、実質可処分所得の増大による生活改善の政策に転換すべ

き。

本年10月に消費増税が予定されているが、断固反対だ。消費税は社会保障の拡充に充てるという目的であったが、所得税・法人税の引き下げ分を消費税で穴埋めしてきた。まさに国民に対する詐欺行為である。財源は、所得税等の累進増税、金融証券課税、法人税引き上げなどで確保できる。防衛費増は論外だ。

安倍政権の成長戦略として、原発の海外輸出・再稼働を進めるが、使用済核燃

料の最終処分も立っていない。地震大国日本でも数万年も安全に処分できるはずがない。「核と人類は共存できない」ことは世界常識となっている。安倍政権の姿勢は後世に危険を放置する問題ある姿勢だ。

《改憲の問題点》

安倍首相は自衛隊を憲法9条に明記しても何も変わらないと主張する。しかし、これにより違憲である戦争法を合憲にし、国民を騙して海外に出て戦争できる自衛隊を憲法に書き込むもの。

これは軍事の理論が優先され、平和主義を捻じ曲げられている。まさに壊憲である。大衆運動として9条改憲NOの国民世論を作るのが大事であり、諸権利を活かすことが求められる。今変えるべきは、9条ではなく、憲法を守らない政治である。

《参院選等に向けて》

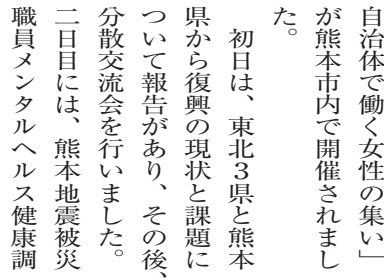
野党は大同団結すべき。社民党はその鎧となる。労組は社会民主主義の価値の実現に向け闘おう。自信を持ち、勝利に向け結束を。

は、一人ひとりが声を出し築くもの。県職労は、働きやすい職場をめざすため、組織を強化し、2019春闘勝利に向け全力で取り組む。

中央保健所分會 高橋 真由美

12月1日、2日、「被災自治体で働く女性の集い」が熊本市内で開催されました。

初日は、東北3県と熊本県から復興の現状と課題について報告があり、その後分散交流会を行いました。二日目には、熊本地震被災職員メンタルヘルス健康調



▲2019春闘勝利へ団結ガンバリ! /一関支部旗開き

「精神疾患」若年層・本庁などを増加傾向

部局ごとの「高ストレス者対策」も求める

12月26日(水)、議会棟第2会議室を会場に、第2回職員安全衛生管理委員会が開催された。

委員会では、本年度の健康管理の取組みの中間報告と各支部の職員衛生委員会

2,517人(前年2,444人・63人増)との報告があった。

精神疾患による療養状況は、2018年11月末現在で療養総人員55人(前年42人・13人増)、療養総日数5,537日(前年4,188日・1,349日増)であった。

県職労から、精神疾患が増加傾向にあり、特に若年層・女性・本庁地区が増加となっており、職場復帰の具体的な取組み等求めた。ストレスチェックでは、高ストレス者286人(前年292人・6人減)と前年度とほぼ横ばい、地区別では釜石・県央・本庁地区の順で高いと報告。依然として高ストレス対策は必要であり、県職労は、部局毎でも高ストレスの割合に偏りがあることから、それぞれの課題を検証し対策を行うよう求めた。

施設の無料開放で利用者は11月末現在で延べ438人(アスレチックルーム177人、トレーニングルーム261人)であり、体を動かすリフレッシュに加え、利用者同士のコミュニケーションもはかれるといった二次的効果も報告された。

安全点検実施状況が示され(表中)、県職労として対策の予算化を求めた。また、職場の適正な湿度管理対策に加湿器の設置検討の状況を質したところ、検討状況が示されなかったことから、冬季での健康管理の観点から早期の検討を求めた。

保健福祉部健康国保課から、2020年4月の受動喫煙防止法全面施行の対応について説明があり、県職労から喫煙する職員の配慮が不十分となる懸念があると発言し、喫煙者に配慮した検討を求めた。



熊本市で開催された「被災自治体で働く女性の集い」

2018年度 各衛生委員会の安全点検実施状況

| 事業場(衛生委員会所属) | 実施回数/年 | 実施時期 | 主な指摘事項、特記事項等 |
|--------------|--------|--------|--------------------------------------|
| 本庁 | 1回 ※ | 9月 | ※年次計画で所屬を分けて実施 通路の確保、落下防止措置 |
| 盛岡地区合同庁舎 | 2回 | 7、12月 | 落下防止措置 |
| 花巻地区合同庁舎 | 1回 | 7月 | 整理整頓 |
| 遠野地区合同庁舎 | 1回 | 9月 | 落下防止措置、通路の確保 |
| 北上地区合同庁舎 | 1回 | 1月 | |
| 奥州地区合同庁舎 | 2回 | 5、10月 | 落下防止措置、整理整頓、設備の破損 |
| 江刺分庁舎 | 1回 | 11月 | 通路の確保、落下防止措置、整理整頓 |
| 一関地区合同庁舎 | 1回 | 9月 | 通路の確保、落下防止措置、整理整頓、不要物品処分 |
| 千厩分庁舎 | 1回 | 1月 | |
| 大船渡地区合同庁舎 | 1回 | 7月 | 落下防止措置、整理整頓、設備の破損 |
| 釜石地区合同庁舎 | 1回 | 12月 | |
| 宮古地区合同庁舎 | 1回 | 11月 | 落下防止措置、整理整頓 |
| 岩手地区合同庁舎 | 1回 | 11月 | 落下防止措置、設備の破損 |
| 久慈地区合同庁舎 | 1回 | 8月 | 落下防止措置 |
| 二戸地区合同庁舎 | 1回 | 9月 | |
| 環境保健研究センター | 2回 | 10月、1月 | 落下防止措置 |
| 農業大学校 | 1回 | 1月 | |
| 水産技術センター | 1回 | 11月 | 通路の確保、落下防止措置、整理整頓 |
| 産業技術短期大学校 | 1回 | 7月 | 落下防止措置、整理整頓 |
| 福祉総合相談センター | 1回 | 9月 | 通路の確保、落下防止措置、キャビネット転倒防止措置、設備の破損 |
| 農業研究センター | 1回 ※ | 11月 | ※年次計画で所屬を分けて実施 整理整頓、転倒防止措置、不要物品処分 |
| 畜産研究所 | 1回 | 10月 | 整理整頓、不要物品処分、設備の破損 |